

湯浅町告示第68号

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。

令和8年4月1日

湯浅町長 上山 章善

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の移住体験住宅の確保対策として、空き家のリフォームを行い、移住体験住宅として活用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住できる居室を有する一戸建て専用住宅をいう。
- (2) 空き家 町内に所在し、個人が所有する居住を目的とした家屋（家屋に附属する建物工作物及びこれらの敷地を含む。）であって、使用されていないことが常態であるもの（近く使用されなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (3) リフォーム 住宅に関する改修工事のうち、別表第1に掲げる工事をいう。
- (4) 移住体験住宅 町外に居住し、移住体験住宅の利用を希望する者から家賃又は宿泊料を徴収し、宿泊させるための住宅をいう。
- (5) 町内建設業者 町内に営業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長がその他特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 空き家のリフォームを行い、交付決定のあった年度の1月末までに次のいずれかに該当する住宅として整備し、活用する者
 - ア 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定される定期建物賃貸借契約に基づき賃貸借される家電家具付き住宅
 - イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き住宅
 - ウ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き住宅。
- (2) 下記のいずれかに該当すること

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本町の住民基本台帳に記録されている個人

イ 本店所在地を本町とした法人

2 下記のいずれかに該当する者は、補助金を受けることができない。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 湯浅町暴力団排除条例（平成23年湯浅町条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) その他町長が適当でないと認める者
（補助対象住宅等）

第4条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）及び対象工事は、別表第2のとおりとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1に掲げる工事にかかる費用
- (2) その他町長が必要と認める費用
（補助金額）

第6条 補助金の額は、対象経費の総額に2分の1を乗じた額とし、200万円を限度とする。ただし、この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金は、同一の住宅及び同一人に対して1回限り交付するものとする。
（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付申請書（様式第1号（以下「申請書」という。））に、下記の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 土地及び空き家の登記事項証明書
- (3) 空き家の不動産登記（所有権転移）が完了していない場合、土地及び空き家の売買契約書の写し
- (4) 空き家の権利者が複数の場合、改修工事施工等同意書（様式第3号）
- (5) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (6) 見積書の写し（対象経費とその他の経費を明確にしたもので、見積の内訳を含むものとする）
- (7) 付近見取図、工事箇所図面及び施工前の現況写真
- (8) その他町長が必要と認める書類
（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行い、湯浅町

空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第9条 前条の規定により、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該補助金に係る事業の内容を変更する場合は、速やかに湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第6号）（以下「変更申請書」という。）に第7条の規定による申請時に添付した書類のうち変更に係るものを添えて、町長に申請しなければならない。

（変更の承認）

第10条 町長は、前条の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、承認をした場合は、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金変更承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（事前着手）

第11条 申請者が、交付決定前に事業に着手しようとするときは、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金事前着手承認申請書（様式第8号）により申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、事前着手の可否を決定し、承認をした場合は、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金事前着手承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第12条 交付決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその内容を証する書類を町長に提出してその指示を受けること。
- （2）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- （3）事業完了年度の翌年度から起算して10年間、補助対象住宅を移住体験住宅として活用すること。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（実績報告）

第13条 交付決定者が事業を完了した場合は、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金実績報告書（様式第10号）に、下記の書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1）事業実績書兼収支決算書（様式第11号）
- （2）改修工事に係る領収証の写し
- （3）施工後の状況写真
- （4）建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築確認が必要なりフォームを行う場合）
- （5）住宅宿泊事業届出書の写し（住宅宿泊事業法に該当する場合）

(6) 旅館業許可証の写し(旅館業法に該当する場合)

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付決定者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けた場合、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金請求書(様式第13号)により、速やかに町に補助金を請求するものとする。

(活用実績の報告)

第16条 交付決定者は、事業完了年度の翌年度から起算して10年間、移住体験住宅の活用実績について、年度毎に移住体験住宅活用状況報告書(様式第14号)(以下「報告書」という。)により町に報告しなければならない。なお報告書の提出期限は各年度の6月30日までとする。

(帳簿類の保管)

第17条 交付決定者は、事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、及びこれらの帳簿及び書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(立入検査)

第18条 町長は、補助金の交付の適正を確保するため必要と認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は職員に補助対象住宅若しくは関係書類について調査若しくは検査をさせることができる。

2 交付決定者は前項の調査又は検査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助対象経費以外の費用に使用したとき

(3) 第9条の規定により事業を廃止したとき

(4) 第11条の規定に違反したとき

2 町長は、前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 町長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金返還命令書(様式第16号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第21条 交付決定者は、事業完了年度の翌年度から起算して10年間を経過する

前に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、交付決定者が町長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、交付決定者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

別表第1（第2条関係）

区分	工事内容
増築	既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事
改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事 (2) 塗装工事 (3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 (4) その他耐久性を高めるために必要な工事 2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事 (2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事 (3) 筋かい、火打等による補強工事 (4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事 (5) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事 (6) 避難施設、防火設備又は換気設備の設備工事 (7) その他安全上又は防災上必要な工事（バリアフリー化工事を含む。） 3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 間取りの変更等の模様替えを行う工事 (2) 開口部等を設ける工事 (3) 台所、浴室又は便所を改良する工事 (4) 建具の取替え等の工事 (5) 壁紙の貼り替え工事 (6) 遮音工事 (7) その他居住性を良好にするため又は住宅の衛生上必要な工事

別表第2（第4条関係）

区分	要件等
補助対象住宅	<p>補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 築20年以上の空き家であること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合する住宅であること (3) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項）に所在しないもの (4) 共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでないこと (5) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅については、第12条の規定による報告をするまでに耐震性が確保できるものであること
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付対象となる工事は、次の各号すべてに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付決定前に着手していない改修工事 (2) 町内建設業者が自ら行う改修工事 2 前項に規定する改修工事に要する費用のうち、次に掲げる額は除くものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅と当該住宅以外の部分を併せた改修工事の場合は、当該住宅以外の部分の床面積（当該改修工事に係る床面積に限る。以下同じ。）を当該住宅部分の床面積（当該改修工事に係る床面積に限る。）と当該住宅以外の床面積の合計で除して得た割合に当該改修工事に要する費用を乗じて得た額 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活に必要な便宜を図るための住宅の改修費を、本町が行う制度により当該改修費の給付を受けたときは、当該改修工事に要した費用の額 (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付対象となる費用の額 (4) 国、和歌山県、湯浅町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて改修工事をした場合は、当該工事に要した費用の額

様式第1号（第7条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付申請書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称）
電話番号

年度において、空き家活用移住体験住宅整備事業補助金 円を交付されたく、空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請書類

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 添付書類
 - 土地及び建物の登記事項証明書
 - 空き家の不動産登記（所有権転移）が完了していない場合、土地及び建物の売買契約書の写し
 - 空き家の権利者が複数の場合、改修工事施工等同意書（様式第3号）
 - 誓約書兼同意書（様式第4号）
 - 見積書の写し（対象経費とその他の経費を明確にしたもので、見積の内訳を含むものとする）
 - 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）

様式第2号（第7条関係）

事業計画書兼収支予算書

年 月 日

1 補助対象住宅

所在地	
-----	--

2 事業計画

(1) 改修内容

項目	事業費	左欄うち対象経費	備考

(2) 町内建設業者名等

町内建設業者名	所在地	電話番号

(3) 営業形態（該当する箇所に☑をしてください。）

- 賃貸借（借地借家法）
- 民泊（住宅宿泊事業法）
- 簡易宿所（旅館業法）

(4) 営業開始予定日 年 月 日

3 収支予算書

(1) 内訳

①補助対象経費 （消費税含む）	②=①×1/2	③交付申請額 （上限200万円、千円未満切捨）
円	円	円

(2) 合計

④補助対象経費（①）	円
⑤交付申請額（③）	円
⑥自己資金等（②-①）	円

様式第3号（第7条関係）

改修工事施工等同意書

年 月 日

湯浅町長 様

申請者

住所

氏名

（電話番号 ）

権利者

住所

氏名

（電話番号 ）

私は、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付申請に当たり、以下の建物を申請者が改修工事を行うこと及び補助金の交付を受けることに同意いたします。

記

1 建物所在地 湯浅町大字（ ）

2 住宅の運用形態 賃貸借（借地借家法）
 民泊（住宅宿泊事業法）
 簡易宿所（旅館業法）

3 住宅の築年月日 年 月 日

様式第4号（第7関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 印

私は、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、すべて相違ないことを誓約します。

また、湯浅町が申請条件資格の確認を行うに当たり必要があるときは、申請書に記入した項目及び納税状況等について調査することに同意いたします。

様式第5号（第8条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 様

湯浅町長

年 月 日付けで申請のあった湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助対象住宅の所在地

様式第6号（第9条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金変更（中止・廃止）交付申請書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称）

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）がありましたので、空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

（1）変更内容

（2）変更交付申請額 金 円

（3）変更理由

（4）関係書類

※（2）変更交付申請額は、交付申請額を減額する場合のみ記載してください。

様式第7号（第10条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金変更承認通知書

住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称） 様

湯浅町長

年 月 日付けで変更交付申請のあった、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第10条の規定により変更内容を承認します。

記

（1）変更内容

（2）変更理由

（3）変更交付決定額

様式第 8 号 (第11条関係)

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金事前着手承認申請書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所 (所在地)
氏 名 (商号又は名称)

下記のとおり交付決定前に着手したいので、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第11条第 1 項の規定により申請します。

記

補助対象住宅の所在地	湯浅町大字
改修内容	
事業費 (概算)	円
事前着手理由	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

様式第9号（第11条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金事前着手承認通知書

第 年 月 日 号

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 様

湯浅町長

年 月 日付けで申請のあった湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金の事前着手については、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記の条件を付して、申請内容のとおり着手することを承認します。

記

- 1 当該事業の全部又は一部が補助対象とならなかった場合にも、異議の申立てを行わないこと。
- 2 補助金の交付決定前であっても、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱のほか、関係法令、規則等を遵守すること。

様式第10号（第13条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金実績報告書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所（所在地）

氏 名（商号又は名称）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

(1) 事業実績書兼収支決算書（様式第11号）

(2) 添付書類

改修工事に係る領収証の写し

施工後の状況写真

建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築確認が必要なりフォームを行う場合）

旅館業許可証の写し（旅館業法に該当する場合）

住宅宿泊事業届出書の写し（住宅宿泊事業法に該当する場合）

様式第11号 (第13条関係)

事業実績書兼収支決算書

年 月 日

1 補助対象住宅

所在地	
-----	--

2 事業実績

(1) 改修内容

項目	事業費	左欄うち対象経費	備考

(2) 町内建設業者名等

町内建設業者名	所在地	電話番号

(3) 営業形態 (該当する箇所に☑をしてください。))

- 賃貸借 (借地借家法)
- 民泊 (住宅宿泊事業法)
- 簡易宿所 (旅館業法)

(4) 営業開始日 年 月 日

3 収支決算書

①補助対象経費 (消費税含む)	②町補助金	③自己資金 (①-②)
円	円	円

様式第12号（第14条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金確定通知書

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 様

湯浅町長

年 月 日付けで実績報告のありました、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金につきまして、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定したことをお知らせします。

記

補助金 金 円

様式第13号（第15条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付請求書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 印

年 月 日付け 第 号で補助金額確定のあった湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行	支店
口座種別		
口座番号		
※ゆうちょ銀行の場合	記号	番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第14号（第16条関係）

移住体験住宅活用状況報告書

年 月 日

湯浅町長 様

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称）

年 月 日付け 第 号をもって、補助金額確定のあった湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、湯浅町空き家活用移住体験施設整備事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告年

年目（ 年 月から 年 月）

2 移住体験住宅の活用状況

(1) 前年度の移住体験住宅の活用状況・成果

--

(2) 今年度以降の活用計画

--

3 経営状況

移住希望の利用者数	人
年間の利用泊数	泊
売上高	円

4 添付書類

- (1) 報告年に係る決算証明書類
- (2) 移住体験施設の経営状況が確認できる書類（3の内容が確認できるもの）

様式第15号（第19条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 様

湯浅町長

年 月 日付け第 号で交付決定（補助金額確定）した湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、当該交付決定の全部（又は一部）を取り消しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定（確定）額 金 円
- 2 交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由

様式第16号（第20条関係）

湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（商号又は名称） 様

湯浅町長

年 月 日に交付した湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金について、湯浅町空き家活用移住体験住宅整備事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、次のとおり返還するよう命じます。

記

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額 金 円

3 返還すべき補助金の額 金 円

4 返還金の納入期限 上記の金額を別紙の納付書により
年 月 日までに返還してください。